証券コード：9704

AGORA
HOSPITALITY GROUP

第88回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年３月25日（水曜日）午前10時
（午前9時30分　受付開始）

開催場所 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の１
ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺
３階 利休
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
・株主総会後の株主様向け株主懇談会はございません。

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目　次

第88回定時株主総会招集ご通知…………………… 1
株主総会参考書類…………………………………… 6
事業報告……………………………………………21
連結計算書類………………………………………44
計算書類……………………………………………47
監査報告……………………………………………50

株式会社アゴーラホスピタリティーグループ

株 主 各 位

証券コード 9704
2026年３月10日

東京都港区虎ノ門五丁目２番６号
株式会社アゴーラホスピタリティーグループ
代表取締役会長 **ウィニー・チュウ・ウィン・クワン**

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット等上の株主総会資料掲載サイトに掲載しておりますので、以下の株主総会資料掲載サイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料掲載サイト　https://d.sokai.jp/9704/teiji/

電子提供措置事項は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アゴーラ」又は「コード」に当社証券コード「9704」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年３月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年３月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**
2 場　　所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の１ **ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺　３階 利休　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）**
3 会議の目的事項	**報告事項**　1. 第88期（2025年１月１日から2025年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2025年１月１日から2025年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　取締役６名選任の件 第２号議案　監査役１名選任の件 第３号議案　取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 議決権の行使についてのご案内	（１）書面による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年３月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。 （２）インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使方法のご案内】をご高覧のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。 （３）議決権の行使期限は、2026年３月24日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めに行使してください。 （４）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の①②の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。
  ①連結計算書類の「連結注記表」
  ②計算書類の「個別注記表」
  従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイト(https://d.sokai.jp/9704/teiji/）および【東証上場会社情報サービスhttps://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show】において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会資料掲載サイト（https://d.sokai.jp/9704/teiji/）
東証上場会社情報サービス（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
当社ウェブサイト（https://www.agora.jp/group/）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年３月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年３月24日（火曜日）
午後６時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年３月24日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

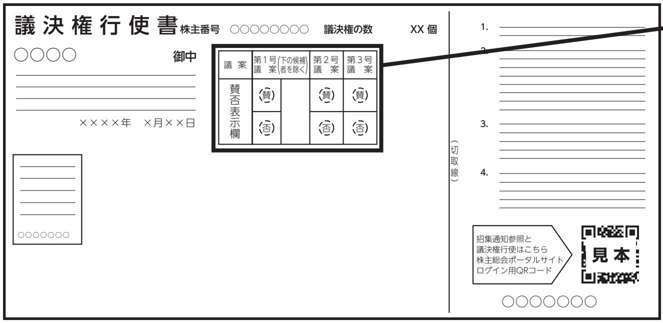

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に〇印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に〇印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２、３号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に〇印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に〇印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年3月24日（火）午後６時

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

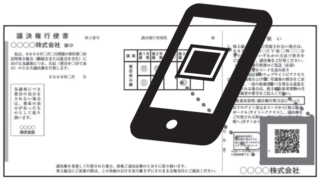

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。　▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限　2026年３月18日（水）午後６時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aもご確認ください。

第１号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役７名（うち社外取締役３名）全員が任期満了となります。

つきましては、取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

Winnie Wing Kwan Chiu

ウィニー・チュウ・ウィン・クワン

再 任

生年月日
1980年４月24日

所有する当社の株式数
8,115千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年６月	マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター（現任）
2008年７月	ランド アンド ジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
2010年６月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 エグゼクティブディレクター
2011年11月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社社長（現任）
2015年３月	ファー イースト グローバル アジア社 ディレクター（現任）
2015年６月	当社社外取締役
2019年３月	当社取締役
2019年６月	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ ディレクター（現任）
2024年３月	当社代表取締役会長（現任）
	株式会社アゴーラホスピタリティーズ　代表取締役（現任）
	株式会社アゴーラホテルマネジメント堺　代表取締役（現任）
	株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪　代表取締役（現任）
	株式会社アゴーラホテルマネジメント東京　代表取締役（現任）
	難波・ホテル・オペレーションズ株式会社　代表取締役（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセットホスピタリティ インターナショナル社社長として、宿泊事業に関する豊富なグローバルな経験を有しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。国際的なネットワークを活かし、当社事業の拡大に貢献できるものと考え、2019年3月より業務執行を行う取締役に就任いたしました。また、2015年6月より現在まで取締役会議長として、当社の成長戦略および業務執行に関して的確な意見を述べるほか、コンプライアンスを重視し、ガバナンスの強化を通じて、意思決定プロセスや情報開示の透明性を高めるべきと述べております。当社は、多くの女性従業員が活躍する当社のホテル事業において、より働きやすい職場環境づくりを目指し、制度の整備等に取り組むべきと考えており、同氏とともに、企業統治（ガバナンス）の強化、職場における女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援についても、積極的に取り組んでいきます。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の実質的な主要株主であるデビッド・チュウ氏の息女でありますが、主要株主との関係性などを十分考慮したうえ、代表取締役会長候補者としました。今回の選任に当たっては、当社独立社外取締役２名が代表取締役候補者のインタビューを行い、引き続き代表取締役会長職を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

XIAN Chuping

シャン・チューピン

冼　楚平

再 任

生年月日

1962年8月30日

所有する当社の株式数

－千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 7 月	北京第二外国語学院日本語学科卒業
1990年 3 月	福島大学大学院経済学研究科修士課程修了
2011年12月	中欧国際工商学院－ハーバードビジネススクール－清華大学経済管理学院ジョイントシニアエグゼクティブプログラム
1983年 9 月	中国国際放送局日本語部
1990年 4 月	山一證券株式会社外国債券主任
1994年 6 月	山一證券香港有限公司　債券部総経理
1998年 2 月	大和証券SMBC香港有限公司　証券部長
2002年 7 月	大和証券株式会社北京駐在員事務所　首席代表
2008年10月	海際大和証券有限責任公司　副会長
2014年 4 月	大和証券株式会社北京駐在員事務所　首席代表
2017年 4 月	大和証券キャピタル・マーケッツ　香港 リミテッド　社長
2018年 4 月	株式会社大和証グループ本社　参与（アジア・オセアニア副担当兼 大和証券キャピタル・マーケッツ　香港リミテッド 社長
2021年 7 月	株式会社大和証グループ本社　参与（アジア・オセアニア副担当 兼 大和証券キャピタル・マーケッツ 香港 リミテッド　社長 兼大和証券（中国）有限責任公司 会長 兼大和日華（上海）企業諮詢有限公司 社長
2022年 9 月	大和証券キャピタル・マーケッツ 香港 リミテッド　中国担当 大和証券（中国）有限責任公司 会長
2024年 3 月	当社取締役社長兼CEO 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役（現任） 株式会社アゴーラホテルマネジメント堺取締役（現任） 株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪取締役（現任） 株式会社アゴーラホテルマネジメント東京取締役（現任） 難波・ホテル・オペレーションズ株式会社取締役（現任）
2024年 8 月	当社代表取締役社長兼CEO（現任）

選任理由

　候補者シャン・チューピン（冼 楚平 「セン・ソヘイ」）氏は長年の金融ビジネスに携わり、日本の大手証券会社の経営幹部を務めるなど、経営に対する豊富な経験と知見を有しております。2024年3月に取締役に就任して以降、その幅広い経験、グローバルな事業経営に関する知見、そして強いリーダーシップを活かし、当社グループの成長に大きく貢献してまいりました。選任された場合、引き続き、代表取締役社長兼CEOとして、当社事業の業務全般を統括いたします。

　本定時株主総会における取締役候補者の選任にあたり、当社指名委員会のメンバーである当社独立社外取締役２名が取締役候補者のインタビューを行い、引き続き代表取締役社長兼CEO職としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

Shi Huiting

シ・フェイティン

石 慧婷

再任

生年月日

1992年4月11日

所有する当社の株式数

－千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2016年１月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社入社　PR・IR担当エグゼクティブ
2018年11月	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社　PR・IR担当エグゼクティブ
2019年９月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社　ファイナンスマネジャー
2023年２月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社　ファイナンスアソシエイツダイレクター
2024年３月	当社出向（現任）
2025年３月	当社取締役
2026年2月	当社取締役CFO（現任）

選任理由

候補者シ・フェイティン（石 慧婷）氏は、香港の上場不動産会社およびホテル運営会社で上級職を務めております。ホテル・不動産ビジネスにおいて、PR・IRの分野で豊富な知見を有しており、Hong Kong Investor Relations Association 2019年BEST IRTeam に選出されるなど、IR分野で高い評価を得ています。その後、ファイナンス部門に転じた後、IRで培った経験を活かし、CFA協会認定証券アナリストの資格および米国公認会計士（CPA)の資格を取得し、コーポレートファイナンス、買収、ホテルの資産管理を専門としています。現在、当社に出向し上級管理職として、ホテル運営、資産管理、コーポレートファイナンスにわたる同社の戦略的取り組みに従事しております。今後も、経営全般の業務執行において、業務の監督ができるものと判断し、候補者としました。豊富なIRとファイナンスの実務経験、そして経営全般における戦略的視点を持つシ・フェイティン氏を、取締役会に加えることは、当社の企業価値向上に大きく貢献すると確信しています。

候補者シ・フェイティン氏の選任プロセスにおいては、当社指名委員会のメンバーである独立社外取締役２名が取締役候補者のインタビューを行い、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号　4

浅生　　浩
あそう　ひろし

再任

生年月日

1968年９月17日

所有する当社の株式数

400千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年４月	伊藤忠商事株式会社入社
1995年４月	株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ（出向） ホテル日航東京開業準備室
2002年４月	株式会社イーシップ入社
2005年１月	上海宏軒広告有限公司　副総経理
2006年10月	株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
2007年12月	上海天基広告有限公司　副総経理
2011年１月	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役（現任）
2017年３月	当社取締役（現任）

選任理由

　候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内においてのビジネス経験を有しております。同氏は2017年３月に当社取締役に就任し、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。

　本定時株主総会における取締役候補者の選任にあたり、当社指名委員会のメンバーである独立社外取締役２名が取締役候補者のインタビューを行い、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

北村隆則
きたむらたかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

100千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年４月	外務省入省
1989年１月	外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月	外務省大臣官房儀典官
1998年７月	駐中国公使
2004年４月	駐香港総領事
2006年９月	駐ギリシャ大使
2010年７月	外務省退職
2010年８月	香港中文大学教授
2013年３月	当社社外取締役（現任）
2015年８月	香港中文大学客員教授
2023年８月	香港中文大学名誉フェロー（現任）

選任理由および期待される役割の概要

　候補者北村隆則氏は2013年３月に当社社外取締役に就任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与したことはありませんが、（1）外交官の経験に基づいて、国際情勢に影響されやすい海外観光客の動向について地政学的リスクの分析、（2）香港、ギリシャという観光業に重きを置く地域で、総領事、大使を務めた経験に基づいて、海外観光客の趣向の分析、（3）外交官の経験に基づいて、対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する助言を行っており、また、独立した立場から業務執行の監督等を行っております。社外取締役を含む複数の取締役が取締役候補者のインタビューを行い、今後も外交官および学識経験者としての幅広い実績と豊か国際感覚に基づき、引き続き当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号 6

Giovanni Angelini

アンジェリーニ・ジョバンニ

再任
社外・独立

生年月日
1945年９月23日
所有する当社の株式数
－千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年	香港 マネジメント アソシエーション 評議員（現任）
1999年６月	シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社　ＣＥＯ兼マネージングディレクター
2009年５月	アンジェリーニ ホスピタリティ社　会長（現任）
2011年４月	デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)社 副会長
2013年６月	ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社　独立社外取締役
2014年３月	ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社　独立社外役員
2018年10月	当社社外取締役（現任）
2018年	香港理工大学教授（現任）
2022年	ランドマーク デベロップメント/OTT ファイナンシャル グループ（カナダ）諮問委員（現任）

選任理由および期待される役割の概要

　候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社のＣＥＯを務めるなど、世界的規模での宿泊事業における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通しております。社外取締役を含む複数の取締役が取締役候補者のインタビューを行い、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(注) 1．候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるデビッド・チュウ氏の息女であります。
また、当社は2022年９月13日の取締役会決議により、当社連結子会社のアゴーラ大浜合同会社に対する匿名組合出資を行う事を決議しておりますが、2025年に同社は、上記候補者の近親者が実質的な代表を務める法人より51百万円の匿名組合出資を受けております。

2．上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。

3．候補者北村隆則、アンジェリーニ・ジョバンニの両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

4．候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって１３年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5．候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年６ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

6．当社は候補者北村隆則、アンジェリーニ・ジョバンニの両氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は両氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として両氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

7．本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配意したうえで候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。

8．当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

第２号議案　監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役チェン・ワイ・ハン・ボズウェル氏が辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、その任期は当社定款の定めにより前任者の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者

CHUNG, Benny Koon Chung

チャン、ベニー・クン・チュン

新 任

社 外

生年月日

1973年6月27日

所有する当社の株式数

－千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1994年９月	クーパーズ&ライブランド社（現：PWC）入所
2009年11月	メリルリンチ（アジアパシフィック）リミテッド社　ディレクター
2015年９月	ジェフリーズ香港リミテッド社　マネージング・ディレクター
2017年５月	クォム・キャピタル・リミテッド社　共同CEO
2024年10月	ライフスタイル・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド社　副COO
2025年７月	ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル　グループCFO（現任）

選任理由

候補者チャン、ベニー・クン・チュン氏は、クーパース＆ライブランド社（現：PWC社）入社後、シニア会計士として、IPO監査やM&Aのデューデリジェンスに従事した後、投資銀行等の金融機関においてCFO、CEOとして企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。現在、ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社CFOとして、ホテル事業会社での財務責任者として従事しております。同氏は、会計士（CPA保持）としてのバックグラウンドや、長年のCFO・CEOとしての豊富な経営経験、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、当社の海外事業の業務執行のモニタリングなど、幅広い観点から監査業務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

(注) 1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．候補者チャン、ベニー・クン・チュン氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3．チャン、ベニー・クン・チュン氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償額は法令に定める最低責任限度額とする予定です。

4．当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、原案どおり社外監査役としてチャン、ベニー・クン・チュン氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

ご参考

第１号議案および第2号議案が承認可決された場合の、役員の状況は以下のとおりとなります。

男性７名　　女性２名

日本人４名　外国人５名

氏名	役職	ホスピタリティ業等のサービス業の経験および専門的な運営経験	海外での観光行政、地政学的な知見、国際情勢に基づく海外観光客の趣向・動向分析	会計・ファイナンスの専門的な知識・能力	豊富な国際的な知識・経験	不動産取引
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	取締役	●	●		●	●
シャン・チューピン	取締役			●	●	●
シ・フェイティン	取締役		●	●	●	●
浅生浩	取締役	●			●	
北村隆則	取締役		●		●	
アンジェリーニ・ジョバンニ	取締役	●	●		●	●
杉戸壽一郎	監査役			●		
澁谷愼志	監査役			●	●	
チャン、ベニー・クン・チュン	監査役	●		●	●	

第３号議案　取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2025年３月25日開催の当社第87回定時株主総会において、ストック・オプション付与に関する報酬等を除く取締役の報酬限度額を年額150百万円以内（うち社外取締役75百万円以内）として、また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役のストック・オプション報酬額を、新株予約権１個当たりの公正価格に、割当日に在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（180,000個を上限）を乗じた額として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

つきましては、上記の取締役の各報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額225百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）として設定いたしたく存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は１％程度（当社が保有する自己株式のすべてを処分の上、５年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を割り当てた場合における発行済株式総数に占める割合は５％程度）であります。本議案は、今後5年間を目途として、当社の保有する自己株式を処分する方法により実施することを予定しており、市場への影響も限定的であり希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告33頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は７名（うち社外取締役３名）であり、第１号議案が原案どおりご承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）

② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

(1)無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

(2)現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数3,000,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数

及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年３月25日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。2025年５月15日開催の取締役会において、各取締役の報酬の額の決定を代表取締役会長および代表取締役社長兼CEOとの協議に一任する旨の決議をしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、役員報酬の外部市場の水準、各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた最低限の役員報酬額を勘案の上、その種類及び額を決定しております。また、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして機能させること、および株主の皆様との価値共有を進めることを基本方針とします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期までは条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高め、株主の皆様の共同の利益と一致させることを目的として、以下の非金銭報酬を付与します。

1 譲渡制限付株式（RS）:企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の時期に、当社の取締役（社外取締役を含む）を対象として、発行若しくは処分に係る払込みを要せずに、又は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、譲渡制限付株式（RS）を付与します。付与にあたっては、希薄化抑制のため、原則として当社が保有する自己株式の処分を優先的に活用します。なお、付与する譲渡制限付株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定します。

2 新株予約権（ストック・オプション）：株価上昇に対するインセンティブを目的として、一定の時期に、当社の取締役、監査役を対象としてストック・オプションを付与します。付与するストック・オプションの個数は、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じて決定しております。なお、付与をした対象者には中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。

4. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

2023年度の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として基本報酬と非金銭報酬等の割合＝7:3とするものとし、2024年度以降における報酬等の種類ごとの割合は、取締役改選期の報酬決定時において、当社の業績および非金銭報酬等の額を勘案し、役位、職責、および経営への影響力等を踏まえ、個別に最適なバランスを総合的に勘案して決定するものとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2025年３月25日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。金銭報酬、RSおよびストック・オプションにかかる各取締役への報酬額の配分方法は、透明性を確保し、恣意的な決定を防ぐべく報酬・指名委員会が決定し、各取締役個人の報酬額は、この決定に基づき、貢献度、役職、および長期的な企業価値創造への適合性を考慮して取締役会にて決定します。

以　上

事業報告（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響等により個人消費に力強さを欠くなど、一進一退の状況で推移しました。

一方で、ホテル業界を取り巻く環境におきましては、継続的な円安基調が強力な追い風となり、インバウンド需要が大幅に拡大しました。日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2025年の年間の訪日外客数は42,683,600人に達し、初めて4,200万人を突破して過去最多を更新しました。この記録的な訪日外客数の増加は、航空便の復便・増便等を背景に宿泊市場を強力に牽引しました。

このような経営環境のもと、当社グループは旺盛なインバウンド需要を最大限に取り込み、高稼働・高単価での運営を実現しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,908百万円（前期比18.3%増）となりました。利益面については、増収に加え、効率的な運営体制の構築によりコストコントロールに努めたことが寄与し、営業利益は1,055百万円（前期比110.3%増）、経常利益は869百万円（前期比250.3%増）と、利益が大幅な増益となりました。また、アゴーラプレイス大阪難波の債務免除益を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,274百万円となり、前期に比較し大幅に増加しました。

	第87期（2024年12月期）	第88期（2025年12月期）	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	8,377	9,908	18.3%
営業利益	501	1,055	110.3%
経常利益	248	869	250.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	108	1,274	―

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門

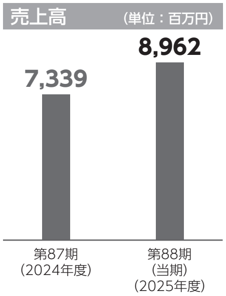

宿泊事業においては、円安を背景とした訪日外客数の増加が業績を牽引しました。インバウンド需要の高まりを受け、客室平均単価（ADR）が上昇基調で推移し、特に大阪エリアにおいては、大阪・関西万博の開催に伴う国内外からの宿泊需要の高まりを的確に捉え、「ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺」及び「ホテル アゴーラ 大阪守口」の利用者が大幅に増加しました。

これにより、両施設におけるADR及び稼働率が著しく向上し、収益性が飛躍的に改善しました。また、2025年３月に「Dorsett by Agora 大阪堺」が開業し、グループ全体の売上増加に寄与しました。一方、「アゴーラ プレイス 大阪難波」は2025年７月末をもって運営を終了しましたが、既存施設の好調さがその影響を補い、事業全体としての成長を維持しました。

その結果、売上高は8,962百万円（前期比22.1％増）、セグメント利益は1,395百万円（前期比99.7％増）となりました。

その他投資事業部門

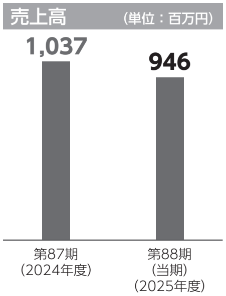

マレーシアにおける霊園事業は、都市部での土地価格高騰に伴う郊外型霊園や納骨堂の需要増加を背景に、底堅く推移しましたが、売上高は894百万円（前期比0.9％減）、営業利益は101百万円（前期比28.7％減）となりました。

証券事業は香港証券市場に上場する株式・社債等の運用を行っておりますが、市場動向や為替の影響を受け、売上高は27百万円（前期比75.9％減）、営業利益は20百万円（前期比80.9％減）となりました。

その結果、その他投資事業部門における売上高は946百万円（前期比8.8％減）、営業利益137百万円（前期比47.9％減）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

２．設備投資の状況

当社グループにおきましては、潜在的なインバウンド需要を成長機会と捉えており、宿泊事業におきましては、ホテル建設等に関し、433百万円の設備投資を実施しております。また、その他投資事業におきましては、主に霊園事業に関し、８百万円の設備投資を実施しております。

３．資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか、新株予約権の行使により458百万円、金融機関からの長期借入金228百万円、アゴーラ大浜合同会社に対する匿名組合出資51百万円を受けております。

４．事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

５．事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

６．吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

７．他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

8．財産および損益の状況の推移

売上高　（単位：百万円）

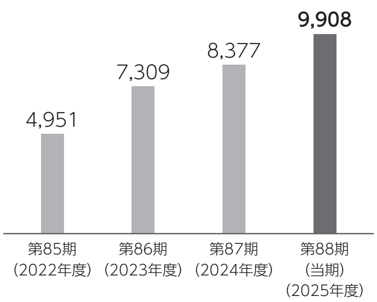

経常損益　（単位：百万円）

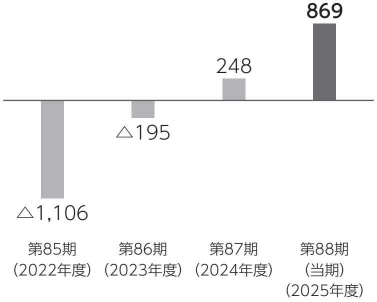

親会社株主に帰属する当期純損益　（単位：百万円）

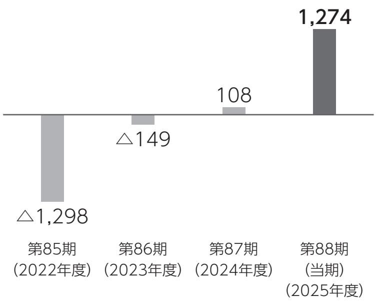

総資産/純資産　（単位：百万円）

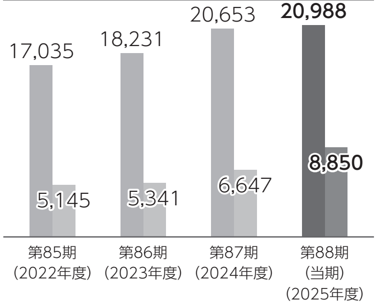

１株当たり当期純損益　（単位：円）

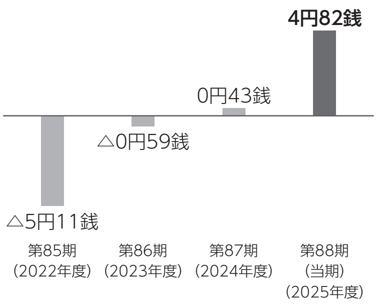

区分		2022年度 第85期	2023年度 第86期	2024年度 第87期	2025年度 (当期) 第88期
売上高	(百万円)	4,951	7,309	8,377	9,908
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	△1,106	△195	248	869
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	△1,298	△149	108	1,274
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	△5円11銭	△０円59銭	0円43銭	４円82銭
総資産	(百万円)	17,035	18,231	20,653	20,988
純資産	(百万円)	5,145	5,341	6,647	8,850

９．対処すべき課題

2025年度は訪日外国人客数が過去最多を更新するなど、インバウンド需要が牽引し、当社グループにおいても運営受託ホテルの新規開業や既存施設の稼働率向上により、業績は大きく改善いたしました。2026年度は次期中期経営計画の初年度であり、持続的な企業価値向上に向けて以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 多角的な事業展開とリスク管理の強化

2026年２月の「アゴーラプレイス 京都二条城」の開業をはじめ、運営受託案件を中心に複数の宿泊施設の運営を目指しております。これにより、従来のホテル運営ノウハウを活かしたポートフォリオの拡充を図ります。また、訪日客の集客においては、特定の国や地域に依存しないプロモーションを展開し、地政学リスクを分散することで、外部環境の変化に強い安定した経営基盤を構築いたします。

(2) 人的資本経営の推進

当社グループは人材を最大の経営資源と捉え、「人的資本経営」を加速させます。多様なバックグラウンドを持つ人材の獲得（SNS採用やリファラル採用の拡充）に加え、メンター制度や階層別研修を通じた個々の成長支援を強化します。従業員一人ひとりが「おもてなし（他者の視点に立つ心）」を体現し、プロフェッショナルとして自律的に行動できる組織文化を醸成することで、サービス品質の向上と高い定着率を実現いたします。

(3) 地域連携と宿泊価値の創造

地域社会との共生を重要な経営課題と位置づけ、ホテルが所在する“地域の歴史や文化を宿泊体験に組み込む「地域連携」”を深めてまいります。地場産業や伝統文化と融合した独自の付加価値を提供することで、ゲストに深い感動を与え、地域経済の活性化にも貢献いたします。あわせて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による業務効率化を進め、創出された時間をより高度な接客サービスへと振り向けてまいります。

(4) 財務基盤の強化と投資事業の推進

コロナ禍に発生した債務や社会保障費の未払問題は解消されましたが、引き続き不採算部門の改善とコスト管理を徹底し、強固な財務体質を維持いたします。また、マレーシアのメモリアルパーク事業においては、現地との緊密な連携によりESGリスク（環境・人権）を適切に管理し、着実な収益貢献を目指してまいります。

当社グループは「挑戦」と「成長」をキーワードに、変化を恐れず変革を続け、ステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

今後数年間は、アゴーラにとって極めて重要な時期です。成長計画を着実に実行し、国内外のお客様をお迎えできることを楽しみにしております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント東京	10,000千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
バタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリンギット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける霊園事業

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先（2025年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	4,161百万円
株式会社りそな銀行	2,835百万円
株式会社関西みらい銀行	977百万円
United Overseas Bank Limited	920百万円

13. 従業員の状況（2025年12月31日現在）

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社（共通）	合計
従業員数	475名	41名	13名	529名

（注）1．従業員数は就業人員数であります。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所（2025年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都
ホテル アゴーラ 大阪守口	大阪府
ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺	大阪府
ドーセット バイ アゴーラ 大阪堺	大阪府
アゴーラ 東京銀座	東京都
アゴーラプレイス 東京浅草	東京都
ヒドゥン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき内容はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

1．発行可能株式総数　1,200,000,000株

2．発行済株式総数　281,708,934株
(自己株式 15,005,055株を含む)

3．株主数　26,609名

4．大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
バンク　ジユリウス　ベア　アンド　カンパニー　リミテツド　ホンコンクライアント　アカウント	83,095	31.16
バンク　ジユリウス　ベア　アンド　カンパニー　リミテツド　シンガポールクライアンツ	30,000	11.25
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	8,115	3.04
楽天証券株式会社共有口	3,016	1.13
ＢＮＰ　ＰＡＲＩＢＡＳ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ／２Ｓ／ＪＡＳＤＥＣ／ＣＬＩＥＮＴ　ＡＳＳＥＴ	3,001	1.13
成澤　修二	1,600	0.60
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,320	0.50
４９３６１１ビービーエイチデイービーエスバンクホンコンリミテツドアカウント００５ノンユーエス	1,317	0.49
都築　利治	1,000	0.37
伊藤　健太郎	975	0.37

(注)　1．千株未満は切り捨てて表示しております。
2．当社は自己株式15,005,055株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5．その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等（当期中）および保有（当期末）

（1）取得株式
株式の種類　普通株式
株式数　114株

（2）処分株式
株式の種類　普通株式
株式数　12,730,000株

（3）保有株式
株式の種類　普通株式
株式数　15,005,055

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第10回新株予約権	
発行決議の日	2025年3月25日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社社外取締役	６名 ４名 ２名	161,060個 142,560個 18,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	16,106,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	1,095,208,000円	
新株予約権行使期間	2027年10月1日から2032年4月30日	
行使の条件	(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。 (2) 対象者が前述（1）の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。 (3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。 (4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。 (5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。	

2．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

	第10回新株予約権	
発行決議の日	2025年3月25日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数 当社従業員 当社子会社従業員	52名 6名 46名	38,940 個 10,990 個 27,950 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	3,894,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	264,792,000円	
新株予約権行使期間	2027年10月1日から2032年4月30日	
行使の条件	(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。 (2) 対象者が前述（1）の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。 (3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。 (4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。 (5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。	

Ⅳ 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

1．取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	ファー イースト グローバル アジア社ディレクター、マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター、ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社社長、ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ ディレクター、株式会社アゴーラホスピタリティーズ代表取締役社長、株式会社アゴーラホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪代表取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント東京代表取締役、難波・ホテル・オペレーションズ株式会社代表取締役
代表取締役社長兼CEO	シャン・チューピン	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント堺取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント東京取締役、難波・ホテル・オペレーションズ株式会社取締役
取締役	浅生浩	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	シ・フェイティン	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	―
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、香港理工大学教授
常勤監査役	杉戸壽一郎	―
監査役	澁谷慎志	―
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ＣＦＯ アンド カンパニー セクレタリー

（注）1．取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2．監査役澁谷慎志、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3．監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、澁谷慎志氏は金融機関での監査業務を通じて専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。各氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．当社は、取締役北村隆則および取締役アンジェリーニ・ジョバンニの各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．責任限定契約の内容の概要

社外取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、澁谷慎志、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

３．取締役および監査役の報酬等の総額

（１） 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年３月25日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。2025年５月15日開催の取締役会において、各取締役の報酬の額の決定を代表取締役会長および代表取締役社長兼会長との協議に一任する旨の決議をしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、役員報酬の外部市場の水準、各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた最低限の役員報酬額を勘案の上、その種類及び額を決定しております。

２.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期までは条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

３.非金銭報酬等に関する方針

当社では従来、株価上昇に対するインセンティブを目的として、一定の時期に、当社の取締役、監査役を対象としてストック・オプションを付与します。付与するストック・オプションの個数は、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じて決定しております。なお、付与をした対象者には中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。

４.報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

2023年度の取締役（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として基本報酬と非金銭報酬等の割合＝７：３とするものとし、2024年度以降における報酬等の種類ごとの割合は、取締役改選期の報酬決定時において、当社の業績および非金銭報酬等の額を勘案し総合的に勘案して決定するものとしています。

５.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2025年３月25日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。

当社は、2025年３月25日開催の当社第87回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の限度額は年額150百万円以内（うち、社外取締役75百万円以内）、その報酬限度額とは別枠で、取締役のストック・オプション報酬額を、新株予約権１個当たりの公正価額に、割当日に在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（180,000個を上限）を乗じた額として、ご承認をいただいております。また、2025年５月15日開催の取締役会において、金銭報酬、ストック・オプションおよび業績に連動した報酬等を含む各取締役への報酬額の配分方法は、透明性を確保し、恣意的な決定を防ぐべく報酬・指名委員会の答申を受け、代表取締役会長ウィニー・チュウ・ウィン・クワンおよび代表取締役社長兼CEOシャン・チューピンとの協議に一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で承認を得た報酬限度額の範囲

における各取締役の基本報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、各取締役の業務負担の度合いを公平に評価するには代表取締役2名による協議が最も適していると判断しております。

（2） 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	報酬等の総額
取締役	７名	64,828千円	ー	54,357千円	119,186千円
（うち社外取締役）	（３名）	(5,494千円)	(ー)	(6,243千円)	(11,737千円)
監査役	４名	9,525千円	ー	ー	9,525千円
（うち社外監査役）	（３名）	(2,580千円)	(ー)	(ー)	(2,580千円)
合計	１１名	74,353千円	ー	54,357千円	128,711千円
（うち社外役員）	（６名）	(8,074千円)	(ー)	(6,243千円)	(14,317千円)

（注）１．当事業年度末現在の人員は、取締役７名、監査役３名であります。このうち、基本報酬を無報酬とする取締役1名が在任しております。この１名は子会社の役員を兼務する取締役であり子会社から役員として報酬を受けております。また、2025年３月25日付で当社の監査役を任期満了した者（１名）についても含まれております。

２．非金銭報酬等の内容は当社のストック・オプションであり、割当の際の条件等は「３.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。

３．取締役の金銭報酬の額は、2025年３月25日開催の第87回定時株主総会において年額150百万円以内（うち、社外取締役年額75百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役3名）です。また、2025年３月25日開催の第87回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストック・オプションの上限を18,000,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）です。

４．監査役の金銭報酬の額は、2025年３月25日開催の第87回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役2名）です。

4．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。任期途中において同内容で更新する予定であります。

5．社外役員に関する事項

（1）社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	―
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、香港理工大学教授
監査役	澁谷慎志	―
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ＣＦＯ アンド カンパニー セクレタリー

（注）社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

区分	氏名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	北村隆則	当事業年度開催の取締役会には、５回中５回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官の経験に基づき、１）国際情勢と海外観光客の動向、２）海外観光客の趣向の分析、３）対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する有用な意見を述べております。
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	当事業年度開催の取締役会には、５回中５回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	当事業年度開催の取締役会には、５回中５回出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	澁谷愼志	2025年3月25日就任以降に開催された取締役会には、４回中４回、監査役会には、７回中７回出席しており、同氏の経営者としての経験から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、５回中３回、監査役会には、10回中６回出席しており、会計士としての専門的見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

（3）社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	６名	8,074千円

Ⅴ 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2．会計監査人に対する報酬等

（1）当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	35,500千円
（2）当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	ー千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、（1）の当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1．取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。

②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。

②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

（5）当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。

イ．海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。

②監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。

③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。

②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。

④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2．当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年５回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規程」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

（5）当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。

海外子会社については、代表取締役がその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「Ⅳ.会社役員に関する事項」に記載しております。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。

また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。

②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会を10回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の積極的な事業展開に向けた内部留保の充実を経営の重要課題としております。 剰余金の配当につきましては、まずは親会社株主に帰属する当期純利益を安定的に計上できる収益構造の確立が最優先であると考えております。現在、事業環境の激しい変化を鑑み具体的な数値目標の公表は控えております。しかしながら、持続的な事業拡大と収益基盤の強化に向け、ホテルアライアンスの拡大による安定収益の確保に注力し、早期の業績向上に努めてまいる所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第88期 2025年12月31日現在
資産の部	
Ⅰ 流動資産	**6,255,864**
現金及び預金	3,566,429
売掛金	559,101
有価証券	94,835
貯蔵品	101,329
開発事業等支出金	1,685,842
その他	261,632
貸倒引当金	△13,307
Ⅱ 固定資産	**14,562,482**
1.有形固定資産	**13,426,986**
建物及び構築物	7,698,072
車両運搬具	15,259
工具、器具及び備品	201,390
土地	5,510,992
建設仮勘定	1,272
2.無形固定資産	**558,327**
ソフトウェア	18,594
のれん	539,732
3.投資その他の資産	**577,169**
投資有価証券	188,922
長期貸付金	472,881
繰延税金資産	155,761
その他	114,857
貸倒引当金	△355,253
Ⅲ 繰延資産	**170,467**
開業費	170,467
資産合計	**20,988,815**

科目	第88期 2025年12月31日現在
負債の部	
Ⅰ 流動負債	**3,797,346**
買掛金	326,227
１年内返済予定の長期借入金	1,190,849
未払金	1,176,569
未払費用	31,432
未払法人税等	321,377
賞与引当金	186,638
その他	564,251
Ⅱ 固定負債	**8,340,844**
長期借入金	7,721,891
長期預り保証金	226,922
繰延税金負債	34,045
その他	357,985
負債合計	**12,138,190**
純資産の部	
Ⅰ 株主資本	**5,229,114**
資本金	**8,534,406**
資本剰余金	**2,688,893**
利益剰余金	**△5,445,501**
自己株式	**△548,684**
Ⅱ その他の包括利益累計額	**380,967**
為替換算調整勘定	**380,967**
Ⅲ 新株予約権	**64,800**
Ⅳ 非支配株主持分	**3,175,742**
純資産合計	**8,850,624**
負債・純資産合計	**20,988,815**

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第88期 2025年１月１日から 2025年12月31日まで	
Ⅰ 売上高		**9,908,171**
Ⅱ 売上原価		**6,384,795**
売上総利益		**3,523,375**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**2,467,905**
営業利益		**1,055,470**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	19,271	
受取家賃	15,388	
為替差益	3,923	
持分法による投資利益	56,992	
違約金収入	59,733	
プリペイドカード失効益	788	
その他	23,155	179,252
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	164,941	
資金調達費用	13,416	
開業費償却	50,328	
貸倒引当金繰入額	109,784	
その他	27,007	365,479
経常利益		**869,243**
Ⅵ 特別利益		
債務免除益	1,113,728	
新株予約権戻入益	28,952	1,142,680
税金等調整前当期純利益		**2,011,924**
法人税、住民税及び事業税	421,776	
法人税等調整額	47,303	469,079
当期純利益		**1,542,844**
非支配株主に帰属する当期純利益		268,656
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,274,188**

連結株主資本等変動計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年１月１日残高	8,534,406	2,646,101	△6,719,689	△1,032,417	3,428,401
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使		42,791		483,740	526,531
親会社株主に帰属する当期純利益			1,274,188		1,274,188
自己株式の取得				△7	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	−	42,791	1,274,188	483,732	1,800,713
2025年12月31日残高	8,534,406	2,688,893	△5,445,501	△548,684	5,229,114

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2025年１月１日残高	279,189	279,189	97,203	2,842,236	6,647,031
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使					526,531
親会社株主に帰属する当期純利益					1,274,188
自己株式の取得					△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	101,777	101,777	△32,403	333,505	402,879
連結会計年度中の変動額合計	101,777	101,777	△32,403	333,505	2,203,592
2025年12月31日残高	380,967	380,967	64,800	3,175,742	8,850,624

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第88期 2025年12月31日現在	科目	第88期 2025年12月31日現在
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ 流動資産	**1,058,487**	**Ⅰ 流動負債**	**1,871,723**
現金及び預金	167,312	関係会社短期借入金	1,401,896
売掛金	327,724	１年内返済予定の長期借入金	2,049
有価証券	94,835	未払金	382,989
関係会社未収入金	1,315,775	未払費用	2,834
その他	38,756	未払法人税等	39,910
貸倒引当金	△885,917	賞与引当金	8,618
Ⅱ 固定資産	**8,798,044**	その他	33,422
1.有形固定資産	**893,127**	**Ⅱ 固定負債**	**1,649,520**
建物及び構築物	33,225	長期借入金	9,481
工具、器具及び備品	2,940	関係会社長期借入金	673,208
土地	856,961	長期未払金	328,273
2.無形固定資産	**347**	長期預り保証金	19,452
ソフトウエア	347	事業損失引当金	619,104
3.投資その他の資産	**7,904,569**	**負債合計**	**3,521,243**
投資有価証券	880		
関係会社株式	1,807,339	**純資産の部**	
関係会社長期貸付金	1,053,078	**Ⅰ 株主資本**	**6,270,488**
その他の関係会社有価証券	5,662,931	**1.資本金**	**8,534,406**
長期未収入金	356,184	**2.資本剰余金**	**1,960,188**
その他	43,230	**資本準備金**	**224,533**
貸倒引当金	△1,019,075	**その他資本剰余金**	**1,735,654**
		3.利益剰余金	**△3,675,422**
		その他利益剰余金	**△3,675,422**
		繰越利益剰余金	**△3,675,422**
		4.自己株式	**△548,684**
		Ⅱ 新株予約権	**64,800**
		純資産合計	**6,335,288**
資産合計	**9,856,531**	**負債・純資産合計**	**9,856,531**

損益計算書

(単位：千円)

科目	第88期 2025年 1 月 1 日から 2025年12月31日まで	
Ⅰ 売上高		**575,105**
Ⅱ 売上原価		**39,188**
売上総利益		**535,916**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**575,439**
営業損失		**39,522**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	532	
受取家賃	4,363	
為替差益	1,849	
雑収入	10,710	
プリペイドカード失効益	1,113	
その他	790	19,360
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	9,663	
貸倒引当金繰入額	170,925	
その他	45	180,633
経常損失		**200,796**
Ⅵ 特別利益		
債務免除益	62,523	
新株予約権戻入益	28,952	91,475
Ⅶ 特別損失		
事業損失引当金繰入額	327,104	327,104
税引前当期純損失		**436,424**
法人税、住民税及び事業税		35,353
当期純損失		**471,778**

株主資本等変動計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
2025年１月１日残高	8,534,406	224,533	1,692,862	1,917,396	△ 3,203,644
当期変動額					
新株予約権の行使			42,791	42,791	
当期純損失（△）					△471,778
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	−	−	42,791	42,791	△471,778
2025年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,735,654	1,960,188	△ 3,675,422

（単位：千円）

項目△	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年１月１日残高	△1,032,417	6,215,741	97,203	6,312,945
当期変動額				
新株予約権の行使	483,740	526,531		526,531
当期純損失（△）		△471,778		△471,778
自己株式の取得	△7	△7		△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△32,403	△32,403
当期変動額合計	483,732	54,746	△32,403	22,342
2025年12月31日残高	△548,684	6,270,488	64,800	6,335,288

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月25日

株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループ
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤大佑
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡部幸太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループの2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月25日

株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループ
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア
　東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤大佑
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡部幸太

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループの2025年１月１日から2025年12月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月25日

株式会社アゴーラホスピタリティーグループ監査役会

常勤監査役 **杉 戸 壽一郎** ㊞

監査役（社外監査役）**チェン・ワイハン・ボズウェル** ㊞

監査役（社外監査役）**澁 谷 愼 志** ㊞

(注) 監査役チェン・ワイハン・ボズウェル、監査役澁谷愼志は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会　場	ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺　３階　利休 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の１　TEL　072（224）1121
交　通	❶ 新大阪駅 →（地下鉄御堂筋線）→ なんば駅 →（南海本線）→ 堺駅　所要時間：約45分 ❷ 関西国際空港 →（南海本線）→ 堺駅　所要時間：約30分

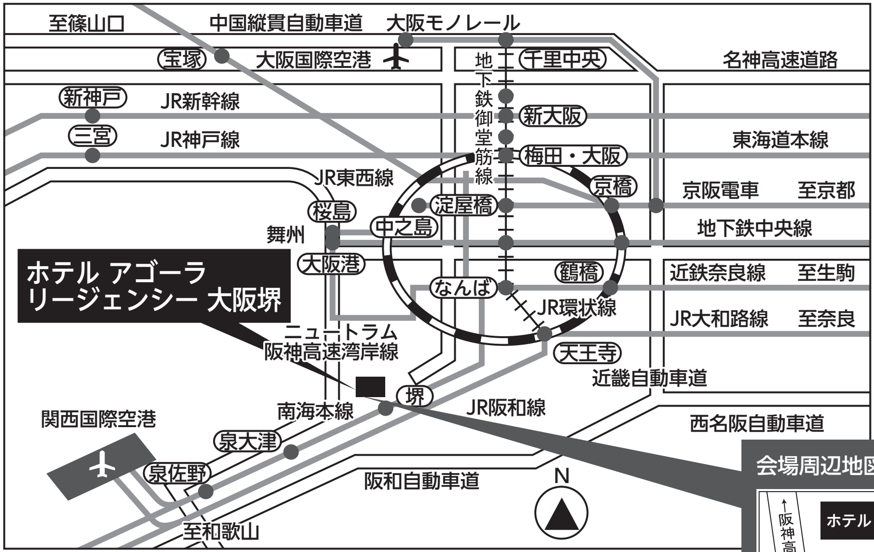

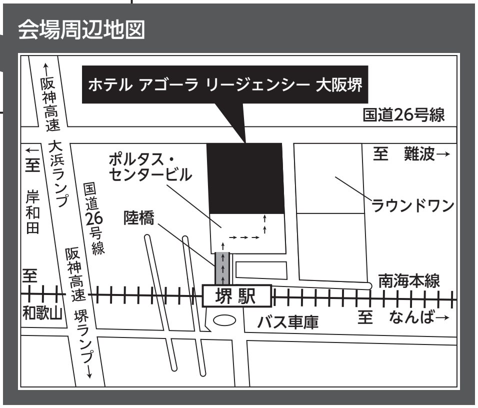

※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。（徒歩１分）
※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。